

西欧中世文書の史料論的研究：平成22年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

丹下，栄
下関市立大学経済学部：教授

梅津，教孝
福岡大学：非常勤講師

津田，拓郎
東北大学大学院文学研究科：専門研究員

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932629>

出版情報：2011-03
バージョン：
権利関係：

2. 研究会「西欧中世における裁判と文書 ―訴訟と非訟裁判権―」

「フランス中世における非訟裁判権」

日程：2010年9月4日（土）13時30分から

場所：九州大学文系キャンパス 文・教育・人環研究棟内 共同演習室

報告：

岡崎 敦 「非訟裁判権 *jurisdiction gracieuse* とはなにか

―教会とフランス王権を中心に―

山田雅彦 「中世末期北フランスの都市における非訟裁判権」

中堀博司 「両ブルゴーニュにおける公証

―ブルゴーニュ公国形成期を中心に―

「裁判と文書 ―イタリア都市とイングランド王権―」

日程：2010年9月5日（日）10時から

場所：九州大学文学部西洋史学研究室

報告：

中谷 惣 「14世紀ルッカの裁判記録簿の史料論的考察

―作成過程から見えるもの―

北野かほる 「コモン・ロー史／コモン・ロー裁判史のふたつの史料

―裁判記録集と年書―

裁判文書、あるいは裁判権のもとで作成、管理される資料についての研究会を開催した。1日目は、共同研究のなかでその重要性の認識が高まっていた非訟裁判権に関する研究報告会を開催し、2日目には、中世末期のイタリアとイングランドの裁判資料について、ゲストをお招きしてご報告いただいた。ゲストには、1日目の討論でも、有益なコメントを頂戴した。

前近代の裁判権はきわめて包括的な概念であり、実際の制度や機能においても多様なかたちで現れるが、同時に、専門知識を有する役人による規格化された業務が遂行される制度として、文書実務とも密接な関係を有する。この意味では、業務文書の重要な一類型として裁判文書を取り扱うだけでも、共同研究の趣旨である文書の史料論研究としては十分であるともいえる。しかしながら、裁判権の研究は、従来過度に統治の観点に偏りすぎていたとも思われ、今回の研究会では、あえて別の角度からのアプローチを試みた。

1日目に取り上げた非訟裁判権とは、係争以外の事項を取り扱う法廷の権力と定義されるが、少なくとも、フランス中世史および文書形式学においては、私的な法行為の当局による公証制度がもっぱら念頭に置かれている。ここでは、西欧中世においておよそ「公的」と認識可能であった個人、機関のほとんどがその主体として登場する一方で、実際に対象となる事項の大半は、些細な私的な契約からなっており、このような日常的な生活の細部に公権力が関与することは、上からの視点だけからは十分な説明が困難である（従来の、

統治研究が非訟裁判権に関心を寄せなかったのも、そのためであろう)。ここでは、この制度の生成と機能の諸条件もまた重要な検討課題となろう。ところで、従来、私的な法行為の効力の保証に関して、もっぱら関心を寄せられてきたのは公証人であった。しかしながら、ヨーロッパ全体を見渡せば、公証制度はむしろ王権や領邦、領主、教会、都市などによって担われていることが多い。また、その手続きについては告示文書の発給から、キログラフの作成、文書の収納管理、登記に至るまで、形態も単葉の用紙から台帳までそれぞれ多様であり、西欧中世文書の世界を総覧するかのようである。この意味でも、非訟裁判権問題は、中世末期に進行した制度と社会の変容を考える際の特権的な展望台となりえるはずである。

岡崎報告は、公的権威による私的な法行為の公証制度の概観と、司教区判事およびフランス王権の制度を、主として先行研究によりながら検討した。山田報告は、北フランスの都市における公証制度の生成過程と具体的機能について論じるものだが、オリジナルな実証研究を含んでおり、わが国はもちろん欧米学界に対しても貴重な貢献となろう。中堀報告は、ブルゴーニュ公国を対象として、公証制度の概観と史料状況の整理を行いながらも、関心は組織の機能と業務の現場に向けられている。

2日目は、裁判資料研究の第一線でご活躍中のお二人の研究者をゲスト報告者としてお招きし、中世末期のイタリア、およびイングランドの裁判資料に関わる諸問題についてご報告いただいた。中谷報告は、14世紀の都市ルッカの民事裁判記録簿を対象として、それらの生成、保存・管理を論じ、さらに利用と機能まで議論が及ぶ。北野報告は、中世末期イングランド王権の裁判関連資料を総覧し、それぞれの資料類型に固有な問題を指摘するとともに、これらを「史料」として扱う歴史研究自体のあり方について論じる。当然ながら、歴史家が過去の痕跡として認識する「史料」は、いわゆる事実そのものの透明な反映などではなく、法務史料はとりわけ「法的に再構成された事実理解」として現象する。他方、そのような「史料」認識から出発するはずの歴史学研究において、アプローチの違いがときに学界、研究者の間に大きな隔壁や混乱を生み出している。北野報告は、史料認識と歴史解釈という研究についての二重の条件の自覚を出発点として、教育という第三の条件を再考する提言としても貴重である。

ここでは、この報告書のためにあらたに書き下ろされた報告原稿を掲載した。さらに、イタリアの都市や公証人の文書に精通する徳橋曜氏に、研究会全体を通じたコメント原稿のご寄稿をお願いした。野心的な連続研究会を総括するものとして、合わせてご参照いただきたい。